

国の指導に沿った運賃改定を独禁法に問うな 運転者の請願署名 4 千筆を公取委に提出

2011 年 5 月 30 日



全自交新潟地連（羽下敏二委員長）は交通労連信越総支部ハイタク部会とともに、5月30日、新潟交通圏のタクシー運賃引き上げを独占禁止法違反としないことを求める請願書を公正取引委員会に提出しました。

公正取引委員会官房総務課の松本博明課長補佐は「個別事案には答えられない」としつつも、「請願の趣旨は理解している。竹島委員長や審査局に伝える」と対応しました。

新潟交通圏の事業者が下限割れ運賃を自動認可運賃の下限まで引き上げたことに対して、公正取引委員会が1月26日～27日に「価格カルテルの疑い」として、タクシー事業者やハイヤータクシー協会に調査に入りました。これに対して全自交新潟地連は、「タクシー適正化特別措置法にもとづき、国の指導に沿って下限割れ運賃を自動認可枠の下限に運賃改定したことを独禁法違反とするのは不当」「違反と認定され課徴金が課せられれば、企業倒産の危険が高まり、運転者とその家族5千人が路頭に迷う」として、交通労連とともに今回の請願署名に踏み切ったもの。

署名は未組織職場を含め新潟交通圏21社の乗務員が一人ひとり請願書に署名し、全部で乗務員1515筆、家族2470筆で総計3985筆寄せられました。当日の請願署名提出には、全自交新潟から羽下委員長と海藤正彦書記長が署名を携えて上京し、労連本部の待鳥康博書記長らが同行しました。

署名簿提出に当たって、全自交と交通労連の上京代表団は、「今回の運賃改定はタクシー適正化法施行に伴い自動認可運賃幅が圧縮され、その結果下限割れとなった新潟交通圏の運賃を国交省の指導に沿って、ささやかに下限に運賃を改定したもので、不当利得を得るものではない」「運賃改定は運転者の年収220万円の改善などを目的としたもの」「タクシーの特性から値下げ競争の影響で全事業者が下限に張り付かざるを得ないことの理解を」「署名は組合員がいない未組織職場でも自発的に取り組まれたもので、家族を含めた思いがこもっているもの」と訴えました。松本課長補佐は、最後まで「個別案件には答えられない」との姿勢は崩しませんでした。「特措法や附帯決議は承知している」としつつ、熱心に労組側の意見を聞いていました。